

# 平成27年度第3回運営協議会資料

今後の中央図書館の運営及び管理について

平成28年3月16日（水）

## 目次

---

- 1 はじめに
- 2 平成27年度第1回及び第2回運営協議会での意見まとめ
- 3 運営協議会及び国の基準から特に取り組むべきものと図書館の抱える課題
- 4 県内での指定管理及びカウンター業務委託の状況について
- 5 近隣市と清須市（H27運営協議会視察）と武雄市（H26職員視察）の状況

## 1 はじめに

---

長久手市中央図書館は来年度で開館 24 年目を迎えます。公立図書館は、図書館法に基づき資料の収集、整理、保存を行い、市民の求める資料や情報を提供し、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に寄与することを目的とする施設であり、地方公共団体が設置するものです。近年、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設において、多様化する住民サービスの向上を図っていく目的を達成するために効果的、効率的に運営するための検討が進められています。

そこで、長久手市中央図書館においてもワークショップやアンケート等を実施し、市民の意見を集約した上で、民間事業者等が有するノウハウを活用し、活性化を図るべきか、現状の直営を維持し業務委託等で対応していくべきなのか、現状や課題を検証していき運営及び管理についてとりまとめて行きます。

## 2 平成27年度第1回及び第2回運営協議会での意見まとめ

### ★ 運営に関すること

- ・ 貸出だけを目的にするのではなく、滞在型が望まれる傾向がある。(第1回)
- ・ 清須市は指定管理者側が行政が望む以上に前向きな動きをしているように感じた。(第2回)
- ・ 地域のニーズに向き合っていく必要がある。(第2回)
- ・ 委託するだけではなく、指定管理者側と行政とのコミュニケーションを図るよう  
いかななければならない。(第2回)  
行政側と指定管理者との互いの協力体制が必要。(第2回)
- ・ 清須市図書館は利用者をいかに増やすのか、という点をよく考えている。  
イベントやコンサートの開催が本への興味を結びつけているのではないか。(第2回)
- ・ 商業ベースになりすぎず、「知」の宝庫になるような長久手市中央図書館が良い。(第2回)
- ・ 図書館としての機能を拡充していく必要性を感じた。(第2回)
- ・ 創意工夫を参考とし、図書館本来のやり方をうまく合わせればとてもいいものになる。(第2回)

★ 運営に関すること

- きめ細やかなサービスを提供しようとするすると職員数が必要とされる。  
そのためには指定管理者制度の検討が必要となってくるのではないか。(第2回)
- 蔵書充実を基本として開館したが、現在は児童サービスや障がい者サービスなどの多様なサービスが求められる。(第2回)
- 長久手中央図書館はボランティアが多いため、職員と協力して運営ができる。  
独自の良さを生かせるようにすべき。(第2回)
- 指定管理では人件費はとても安い、図書購入費も少ない。行政改革はデメリットの部分もある。(第2回)
- 指定管理者制度はじっくりと検討していくべき。(第2回)
- データの分析は数字に偏りすぎると必ずしも良い評価とならない。(第2回)
- 人口に対しての登録者数が多いが、一人あたりの貸し出す点数に反映されていないと思われる。(第2回)
- 利用を伸ばしたい年齢層、分野は何なのか等、方向性をはっきりさせると良い。(第2回)
- 公共図書館は生涯学習施設であるため、乳幼児から幼児、小学生へと子どもの成長に伴う対象年齢に応じた段階的な図書館サービスが必要。生涯を通して図書に親しむ読書の良い循環が生まれる。(第2回)

### 3 運営協議会及び国の基準から特に取り組むべきものと図書館の抱える課題

運営協議会結果及び国の示す基準（図書館の設置及び運営上の望ましい基準H24.12.19 文部科学省）から今後取り組む必要があるもの

- ・ 職員の専門性
- ・ 住民の需要を把握し地域の実情に即した運営
- ・ 図書館資料の計画的な整備及び方針の公表
- ・ 電子化への対応
- ・ 開館日時等の検討
- ・ 施設の修繕及び改修

#### 4 県内での指定管理及びカウンター業務委託の状況について

指定管理館又は一部業務委託館の調査結果（H26年度実績）

図1 県内98館（分館含む）

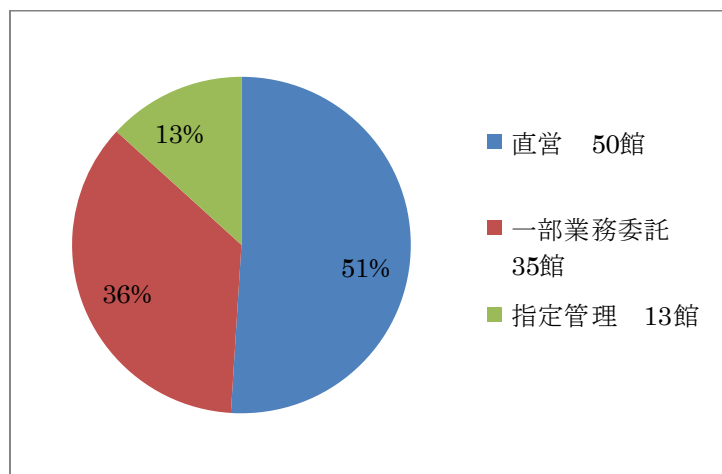
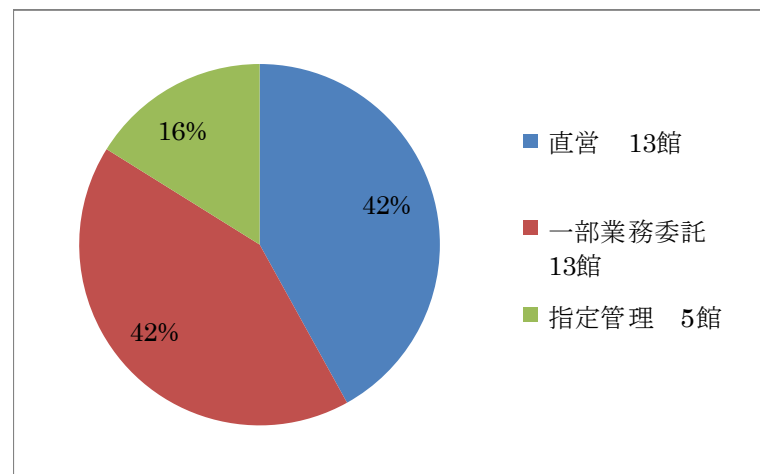


図2 20万冊以上の図書館31館



（参考）表1 全国の指定管理導入状況（全国の公共図書館数 約3,200館）

	特別区	政令市	市	町村	計
2014年度までに導入	99	56	216	55	426
2015年度導入予定	9	1	29	5	44

## 5 近隣市と清須市（H27運営協議会視察）と武雄市（H26職員視察）の状況

（H26年度実績）

図書館 （開館時間）	開館日数 （日）	蔵書数 （冊）	運営形態	来館者数 （人） （H26実績）	登録者数 （人）	1人あたり 貸出点数 （冊）	貸出件数 （冊）	年間購入冊数 （冊）
長久手 （9:00～19:00） （休日：17:00）	285	215,541	直営	329,785	56,542	5	465,595	12,374
尾張旭 （9:00～19:00） （休日：19:00）	311	201,737	直営	275,592	58,525	10	627,244	9,179
日進 （9:30～20:00） （休日：17:00）	294	342,240	カウンター 業務委託	570,802	39,082	10	1,138,395	11,718
瀬戸 （9:00～19:00） （休日：18:00）	336	305,801	カウンター 業務委託	341,921	50,965	10	632,734	12,999
清須 （9:00～19:00） （休日：17:00）	285	121,040	指定管理	178,223	12,387	10	201,166	6,807
武雄 （9:00～21:00） （休日 21:00）	365	211,000	指定管理	923,036	34,349	10	545,324	データなし



参考

指定管理者と業務委託の主な違い

	指定管理	業務委託
受託主体	法人・その他団体 ※法人格は必ずしも必要ない。個人不可	限定はない ※議員、長についての禁止規定あり (地方自治法第 92 条の 2、142 条)
法的性格	指定により、管理権限を包括的に管理者に委任	契約に基づく個別の事務または業務の執行委託
管理権限	指定管理者	地方自治体
使用許可	指定管理者	受託者はできない
管理基準及び業務の範囲	条例によるもの	契約によるもの

※公共図書館は図書館法 17 条により利用料金徴収はできない